

## 令和4年度県内観光事業者等支援業務仕様書

### 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の長期的な影響により、厳しい経営状況にある県内観光産業の早期再生を図るため、国の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金等を活用し、県内における旅行需要を喚起する旅行割引事業や、県内観光地での消費を促進する地域応援クーポン事業等を円滑に実施することで、県内観光地における消費を促進し、県内観光関連事業者の支援に取り組む。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

令和4年度県内観光事業者等支援業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月30日(木)まで

#### (3) 委託業務の内容

県内における旅行割引事業や地域応援クーポン事業等を円滑に運営するため、(仮称)三重県観光事業者等支援事務局を設置し、事業運営に伴い必要となる業務(事業者の募集や登録、事業者への周知や情報提供、事業者からの支援金の申請受付、審査、交付決定、支払い、精算及び不正防止対策やコールセンターの設置、応援クーポン発行に関する関連業務等)をすべて実施すること。

また、利用者が適切に当該事業を利用できるよう、的確な情報発信や周知等を行うとともに、全国を対象に効果的なプロモーションを実施し、県内の旅行需要を強力に促進すること。

なお、今後、国の制度変更等に伴い、事業内容の追加・変更・中断等がある場合は、これに誠実かつ速やかに対応すること。

#### (4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意すること。

##### ア 発行規模等の設定

○今回の企画提案コンペにおいては、以下の設定とする。

事業規模：対象者数 150 万人(泊)

旅行割引：6,250,000,000 円 (5,000 円割引 100 万人、2,500 円割引 50 万人)

地域応援クーポン：2,500,000,000 円 (2,000 円配布 100 万人、1,000 円配布 50 万人)

事務局設置及び運営費用等：874,866,300 円 (消費税込み)

(地域応援クーポン券印刷枚数：300 万枚)

事業費総額：9,624,866,300 円

事務局設置期間：令和4年6月～令和5年3月

事業実施期間：令和4年7月～令和5年1月

- 今回の企画提案コンペは、「新たなGo To トラベル事業」の実施に向けた県事務局の設置を想定しているため、令和2年度に実施された「Go To トラベル事業」に関する事業受託等の実績がある場合は、その内容を企画提案書内に記載すること。

#### イ 事業者募集・登録・支援金の交付等

- 県内の宿泊施設だけでなく、全国の旅行会社等から三重県を目的地とする旅行商品が販売されることを鑑み、事業者の募集、登録を実施できる体制とすること。
- 宿泊施設は、旅館業法第3条第1項の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ている三重県内の宿泊施設で、「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）」の認証施設であり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定される施設でないこととする。
- 宿泊事業者や旅行事業者等に対して過度な負担をかけずに、円滑に支援金を申請・精算・支払い等ができる体制にするとともに、効果的な手法を検討し実施すること。
- 複数の都道府県にまたがる旅行については、宿泊数に応じた補助となることに鑑み、割引やクーポン券等の付与に際し、同一内容の申請を都道府県ごとに行う必要が生じるなどの煩雑な手続きが生じないよう、旅行事業者等がスムーズに手続きを行える環境を整備すること。
- 参画する旅行事業者等へ予算枠割当を適切に行うなど、事業の進捗管理を着実に行うこと。
- 不正防止対策を講じるとともに、不正事業者に対しては、返還等を求める体制とすること。
- 不正防止対策の一環として、事業者等への巡視（立ち入り検査等）を随時実施する体制とすること。

#### ウ 応援クーポン

##### ① 応援クーポン取扱店舗の募集等

- 受託者において、取扱店舗の管理業務（募集、受付、各種対応業務等）を行うこと。
- 取扱店舗は、原則として「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）」の認証施設であることを条件とし、また、「三重県指針」に記載の感染防止対策の徹底を参加の条件とすること。

##### ② 応援クーポンの周知及び実施に必要な物品の製作及び配送

- 実施についての周知及び実施に必要なチラシ等を製作し、取扱店舗が必要とする枚数を配送すること。
- 応援クーポンにかかる特設サイトを構築すること。
- 取扱店舗向け及び宿泊施設・旅行会社向けの事務マニュアルを作成し発送すること。

##### ③ 応援クーポンの発行・保管および発送

- 応援クーポンは紙形式でデザインは親しみやすい図柄とし、委託者と協議のうえ決定すること。

- 応援クーポンは、特殊デザイン等による偽造防止策の実施や、管理番号の割り振り等による不正取引防止策の実施など、不正防止のための必要な対策を講じること。
- 応援クーポンの発行枚数については、委託者と協議のうえ決定すること。また、追加の印刷等が必要な場合はこれに対応すること。
- 応援クーポンの保管にあたっては、盗難防止等の措置を講ずること。
- 応援クーポンの集配・在庫管理等の体制については、受託者側においてこれを構築すること。

#### エ コールセンター、ウェブサイトの設置等による事業の周知等

- 各種問い合わせに対応できるよう、事業者向け、利用者向けのコールセンターを設置し、コールセンターの円滑な運営を可能とする体制を整えること。
- ウェブサイトを構築し、利用者、事業者毎に適切な情報発信等に努めること。
- 参加事業者が感染症防止対策を徹底するよう必要な指導等を行うこと。
- 利用者が、感染症防止対策を徹底したうえで旅行するよう周知等を行うこと。

#### オ 利用促進にかかるプロモーション等

- 全国から本県への誘客を強力に促進するため、効果的なプロモーション等を実施すること。

#### カ 感染拡大時の事業の停止

- 新型コロナウイルスの感染拡大時には、事業の急な停止等があることから柔軟に対応すること。
- 事業の停止等となった場合については、事業者、利用者には十分周知を図ること。
- 事業者等に、県内の新型コロナウイルスの感染状況が悪化した際に、事業を停止する場面があることをご理解いただくよう努めること。
- 他都道府県において、感染拡大等により事業の停止等があった場合、適切な措置を講じること。

#### キ 関係団体との連携

- 関係団体等と連携し、事業者・利用者等への周知徹底をはかること。

#### ク 各種報告

- 月に1回、実績報告書を提出すること。
- 事業実施結果だけでなく、経済効果、消費喚起効果等の調査・分析を行い、事業実施効果を推計すること。
- 消費喚起効果等の報告は事業終了後のみではなく適宜、委託者の指定する形で集計及び報告を行うこと。

#### ケ その他

- 事業の設計にあたっては、事業効果を検証できるようP D C Aサイクルを取り入れた仕組みとすること。
- 事業の実施に際し、実施主体であるみえ観光の産業化推進委員会（以下、当委員会とします。）と十分な協議を行うこと。

- 実現可能な提案とすること。
- 新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえた提案とすること。

(5) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷)  
1部(提出時期:委託業務完了時)

なお、事業実績報告書には以下の内容を含むこと

- イ 委託業務の実施内容及び成果
- ウ 委託業務収支決算(計算)書
- エ 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- オ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(6) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局(三重県雇用経済部観光局観光誘客推進課内)

(7) 納入期限

令和5年3月30日(木)または委託業務完了の日から起算して10日を  
経過した日のいずれか早い日

### 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 当委員会に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 5 その他

- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- ・「個人情報の取扱いに関する特記事項」のとおり取り扱うとともに、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意願います。
- ・当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- ・業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。